

船橋市精度管理専門委員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により登録を受けた衛生検査所の検査内容の質的向上を図るために設置する船橋市精度管理専門委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 精度管理に関して、保健所長に助言すること。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 保健所長が衛生検査所に対する立入検査に同行し、精度管理に関して指導を行うこと。
- (4) 保健所長が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。
- (5) その他、保健所長が、精度管理に関して必要と認めた業務。

(委員)

第3条 委員は、10名以内とし、精度管理に関して相当の学識及び経験を有するもののうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 保健所長は、必要があると認めるときは、委員を招集して意見を聞くことができる。

(報償)

第6条 委員に対する報償は、立入検査の同行1日の従事につき14,000円（旅費含む）とする。

(公務上の災害補償)

第7条 委員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条

例第33号)の規定に準じて補償する。

(事業の合同実施)

第8条 船橋市独自での事業の実施は困難であることから、衛生検査所の実態調査及び立入検査等を除き、千葉県との合同実施とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱の改正は、平成29年11月1日から施行する。